

〔質問〕 沖本

ざま大志会の沖本浩二でございます。副議長、議長という職につかせていただきまして、実に 1,184 日、3 年と 2 カ月と 27 日ぶりの一般質問としての登壇でございます。ぜひ議場におられる皆様方は温かく見守っていただきたいというふうに思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。まず、議長のほうに資料の配付の許可を求めたいというふうに思います。

資料を配付していただいている途中ですが、質問を進めたいというふうに思います。

今回の質問は、執行機関の附属機関を含む審議会等の現状と課題について、その細目として男女共同参画と市民参画の現状と今後の取り組みについて、そして委員委嘱または任命における現状と課題について、三つ目として会議の適正な運営について、四つ目としてホームページへの公開について、それぞれ伺ってまいります。

執行機関の附属機関を含む審議会等の現状と課題に係る質問は、これまでも多くの前任者が取り上げられ議論を交わされているところであります。そうした前任者と当局とのやりとりを踏まえながら、今回、私なりの観点で伺ってまいりますのでよろしくお願い致します。

具体的な質問に入る前に、審議会等について整理をさせていただきます。本市における審議会等については、座間市審議会等の設置及び運営に関する要領、以下、要領と略称しますが、この要領で定められております。

配付させていただいた資料 1 をごらんください。資料 1 は、その要領の中身で、これ以降の質問にかかわる部分を抜粋したものです。また、資料 2 は、要領で定められている個々の審議会等を列挙した表です。全部で 66 の審議会等があります。

それでは、男女共同参画と市民参画の現状と今後の取り組みについて質問に入ります。

第四次座間市総合計画には、政策 3 の施策 14 として男女共同参画、施策 18 として市民参画を策定され、男女共同参画については各審議会、協議会等、以下、審議会等と省略しますが、その女性委員の割合として、平成 27 年度に 45%、平成 32 年度に 50% という目標値を掲げております。また、市民参画については、市民公募制を行っている審議会、協議会、委員会など、以下、同じく審議会等と省略しますが、その数として平成 27 年度に 11 審議会等、平成 32 年度に 13 審議会等という目標値を掲げております。これに対し、今現在の数値を事前に確認させていただいたところ、各審議会等の女性委員の割合は、平成 26 年 4 月 1 日時点で 35.4% のことであり、平成 22 年度の 35.0% から 0.4% の伸びにとどまっております。一方、市民公募制を行っている審議会等の数は、現在 18 審議会等とのことであり、平成 22 年度の 9 審議会等から 2 倍と大幅に伸ばしております。ちなみに、平成 23 年度は 12 審議会等、平成 24 年度は 16 審議会等と着実にその数をふやし、既に平成 24 年度には平成 32 年度の目標値を上回っておりますので、これは大いに評価をしたいというふうに思います。

そこでお聞きをするものですが、審議会等の女性委員の割合については、平成 22 年度から 4 年が経過する中で、これまでどのような取り組みをされてきたのか、取り組む中でよかった点、悪かった点、それから問題、課題は明確になっているのか、平成 27 年度の目標値達成に向けて今後どのような取り組みを考えておられるのか、当局の所見をお伺いします。また、市民公募制を行っている審議会等の数についても、同じく平成 22 年度から 4 年が経過する中で、これまでどのような取り組みをされ目標値を達成できたのか、その成果をどのように分析されているのか、当局の所見をお伺いします。さら

に、確認をしておく意味で、女性委員の割合の母数となっている審議会等、そして、市民公募制の導入を位置づけている審議会等について伺います。

女性委員の割合の母数としている審議会等については、附属機関等への男女共同参画促進要綱に対象附属機関等第2条、「この要綱において対象とする附属機関は、法律または条例に基づき設置する附属機関及び要綱等により設置する懇話会、審議会、協議会、その他のものとする」と示されていますが、ここで言う附属機関とは要領で定められている審議会等に準じているものなのかどうか、明らかにしていただきたいと思えます。また、市民公募制の導入を位置づけられている審議会等とは、恐らく要領に定められている審議会等に準ずるものだと思いますが、その正否についても明らかにしていただきたいと思えます。

さて、要領の定める審議会等には、既にその役割を終えている審議会等もあります。例えば総合計画審議会や行政改革審議会、座間市基地返還促進委員会などがそれに当たると思えます。要領の審議会等の設置の見直し第9条、「既に設置されている審議会等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止または統合を検討するものとする」とあり、役割を終えている審議会はおおよそ1号の所期の目的を達したものに該当するものだと推察しますが、廃止または統合を検討されていないのでしょうか、当局の所見を伺います。仮に廃止または統合を検討されるならば、男女共同参画、市民参画の現状値、目標値にも影響すると考えられますが、その場合の対応はどうされるのか、当局の所見を伺います。

次に、委員委嘱または任命における現状と課題について伺います。

平成21年の第2回定例会では、前任者より総合計画審議会の設置に関して、議決機関であり立法機関である議会の議員が市長の附属機関である審議会に参加することの異論を唱える議論がありました。この異論には、私も一定の理解を示すものであります。

行政実例では、議決機関の構成員たる議員を執行機関の附属機関の構成員とすることは自治制度の根本理念に反することとなり、不相当と言われております。また、全国市議会議長会の都市行政問題研究会が平成10年2月に発表した「地方分権と市議会の活性化」に関する調査研究報告書、そして平成18年2月に発表した「分権時代における市議会のあり方」に関する調査研究報告書では、いずれも議員の審議会等への参画の見直しについて提言をされています。

資料3は、平成18年2月に発表した調査研究報告書から抜粋したものであります。下段を読み上げます。「従来、長の諮問機関や附属機関などの審議会等に議員が参画することにより、多角的総合政策的見地からの検討に資することが可能となりその必要性が認知されてきたが、地方分権の推進による議会の厳正な監視機能の発揮と住民の直接的な市政参画を転換するためにも議員の参画を見直し、都市計画法に基づく都市計画審議会委員、民生委員法に基づく民生委員推薦会委員、地方青少年健全育成法に基づく青少年問題協議会委員など法令の定めるものにとどめるべきである」と、このような報告をされています。

この報告を受け、既に多くの地方議会では議員の審議会等への参画を見直す取り組みを始めており、議会改革の一環として協議し、議会の総意として見直しを市長に提言したり、市条例のもとに設置された議員が属さない審議会等から、見直しをすべきだと市長に提言をしたりしている自治体もあります。

本市では、現状、法令に基づき、それぞれの条例あるいは規則で議員が委員として任命または委嘱されている機関として、都市計画審議会、民生委員推薦会、青少年問題協議会の三つがあります。また、法令や条例、規則に、市議会議員とは明記はされていませんが、法施行令、条例の中の公益委員

として議員が選出されている機関、国民健康保険運営協議会があります。さらには市条例や規則により、任命または委嘱されている機関として、総合計画審議会、表彰審査委員会、市営住宅運営審議会、市史編さん審議会、消防償慰金等審査委員会、駐留軍離職者等対策協議会、交通安全対策協議会、青少年相談室連絡協議会の八つがあり、本市では議員の審議会等への参画は、合計で12審議会等となっています。

資料3の執行機関の附属機関への参画を見直すことを鑑みるならば、本市においても都市計画審議会、民生委員推薦会、青少年問題協議会を除く九つの審議会等について熟慮する時期ではないかと私は考えております。もちろんこうした考えは、全国市議会議長会からの報告をもとにしたものであり、市議会としての課題であると認識していますが、ただ、前述の七つの審議会等の委員委嘱または任命権者は市長であります。正確に言うと市史編さん審議会は教育委員会になっていますが、先ほど述べたように、前任者の一般質問で、総合計画審議会の設置に関しては、議決機関であり立法機関である議会の議員が市長の附属機関である審議会等に参加することに異論を唱える質問がありました。その質問に対して、市長からは「総合計画策定は、座間の将来を見据えた市政運営の根幹となる計画であり、それを審議する審議会についていろいろ考えたが、市民、行政、議会がそれぞれの立場で考え、知恵を出し合うべきで、市議会からも委員としてお入りいただきたい」という旨の答弁がなされております。それはそのときの総合計画審議会設置に際しての考えであるとして、今申し上げたように、全般的な審議会等への議員参画の見直しについて、市長の率直なご所見をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、審議会等の中で最近行われた会議を確認する際に気づいたことをもとに、会議の適正な運営について伺います。この後、質問させていただくホームページへの公開についてもかかわるため、多少くどくなるかもしれませんが、そこはお許しいただきたいと思っております。

まず、ホームページ、審議会などのページから11月に更新された審議会等のページへ移り、昨今、会議が開催されたものを抽出する目的で調べてみました。

審議会などのページ、区分の市政全般では11月19日に登録されている平成26年度座間市特別職報酬等審議会を開催というページですが、これは11月25日に特別職報酬等審議会が開催されますという告示のページでした。これは既に日程が過ぎていきますので、できれば速やかに更新をされ、会議録を公開していただくよう求めておきます。同じく市政全般で11月12日に更新されている座間市市民協働推進条例（案）の答申を受けましたというページは、10月28日に座間市市民協働推進条例検討委員会から座間市市民協働推進条例（案）の答申に至る経緯や今後の予定について記載されたものであります。

次に、区分、都市整備では11月21日に更新された都市計画審議会のページ、これは何を更新されたのか記載がないため不明ですが、恐らく6月に開催された議事録のリンクを追加したものと思われる。このほか、11月19日に更新された水道事業審議会ほか区分の環境、福祉・健康・医療についても調べましたが、同じく何を更新されていたのか記載がないため不明ですが、おおよそ会議録のリンクを追加したものの、会議を開催するという告示でありました。

こうした実態、個々のページで更新内容が不明なこともホームページへの公開における問題だと私は思うのですが、これは後ほどまとめて指摘をさせていただき質問するとして、審議会等の会議運営状況を調べる対象として、昨今、会議が開催されていた市民協働推進条例検討委員会としました。市民協働推進条例検討委員会とは、座間市附属機関の設置に関する条例及び座間市市民協働推進条例検討委員会設置規則に基づき、市民協働の推進に係る条例の制定に関し、市長の諮問に応じて審議し、

その結果を報告し、または意見を建議する機関であります。検討委員会は、協働に関する条例を策定するため、平成25年7月4日から答申までの間、10回に及ぶ会議のほか、素案の市民説明会やパブリックコメントなどを経て条例案を完成されています。また、ワーキンググループは、アンケートの実施、集約など精力的に携わってきたとのことであります。市ではこの答申を受けて、内容の検討やパブリックコメントを実施し、条例案を平成27年3月議会へ上程する予定になっています。市民協働推進条例検討委員会のページからは、こうした内容を閲覧できるほか、第1回から第10回までの会議録のPDFデータをダウンロードでき、会議内容の閲覧が可能となっております。

この会議録を第1回から第10回まで読ませていただく中で気づいたことですが、平成26年6月21日に開催された第7回の会議録での資料の名称という欄に、⑥座間市議会議員からの意見書という記述があり、会議の内容、会議次第及び発言要旨等の欄には、議題の一つとして、「事務局より、座間市議会議員3名からの意見について説明がありました。委員長より、市議会議員からの意見について、委員に意見を求めたところ、以下のような意見が出されました」という記述があり、その後、議員からの意見について委員の意見が記されております。このこと、あくまでも当局に申し上げますが、これはいかがなものでしょうか。先ほど議員の審議会等への参画の見直しに関しての申し上げましたが、その趣意をご理解いただけるならば、この議員の意見を会議の議題として取り上げるのは慎むべきだったと私は考えます。

また、座間市市民協働推進条例（案）の答申を受けましたというページからは、答申書のPDFデータをダウンロードし閲覧することができます。このPDFデータには資料として検討経過一覧も添付されています。その経過をたどると、平成26年3月にパブコメを実施し、5月に開催された第6回の会議では市民意見を反映しています。そしてこの後、開かれた第7回の会議で議員からの意見書を取り上げられています。パブコメ、市民意見を反映した後、議員の意見を優遇するような扱いと思えるわけですが、これは全くのイレギュラーであると私は考えます。議員からの意見書を会議の議題として取り上げた当局の考え、その理由を明らかにしていただきたいと思えます。

最後に、ホームページの公開について伺います。

先ほども触れましたが、審議会などのページには各審議会等の変更、年月日があらわされているものの、実際にリンクされた個々のページに移ると何が更新されたのかよくわからない実態がありました。これはこれで問題だと当局の皆さんには認識していただきたいと思うわけですが、それ以前に一義的な考えとして、審議会などのページは何を目的に、何を趣意として公開しているのか、そして各審議会等のページも同様に、何を目的に、何を趣意として公開しているのか、ホームページのありようについて、まずは当局の所見を伺います。

今回の一連の質問について情報を収集するに当たり、ホームページの審議会などのページ、そして各審議会等のページを活用する中で気づいたところを指摘しながら質問をします。

まず、資料の2にあるナンバー51、駐留軍離職者等対策協議会以下16の審議会等は、現在ホームページに登録されていません。なぜ登録されていないのか、その理由を明らかにしていただくとともに、今後の対応、審議会などのページ、各審議会等のページとして追加する考えがあるのかどうか、伺います。また、ホームページに登録されてはいるものの、さきに申し上げたように、実際にはその役割を終えている審議会等もあります。これについても、今後の対応について伺います。さらには、各審議会等のページのフォーム、記載方法、記載内容に統一性が欠けています。例えば根拠法令では、法令、条例名のみ記載しているものもあれば、規則名まで詳しく記載されているものがあります。また、委員数の内訳として、女性委員数を区分けして記載しているものもあれば、そうでないものもありま

す。これは委員名簿の公開の有無に限らず統一をされておられません。審議会などのページ、各審議会等のページの目的、趣意をどうお考えなのかは答弁を聞かなければわかりませんが、記載方法、記載内容については一貫性、統一性を持つべきであると指摘をし、当局におけるその現状認識と対応について明らかにしていただくよう求め、1回目の質問を終わります。（拍手）

〔答弁〕 遠藤市長

沖本議員、1,000何日かぶりの質問ということで、満を持してだったのかなというふうに思いながら伺っておりました。端的に質問を伺いながら、非常に重たい質問をいただいたなという思いでございます。

市民意見を広く市政に反映をさせる、そして市民参加の方法として、この審議会等のあり方があるわけでございますけれども、改めてこの数に私自身も非常に大きな責任を感じますし、また、その適正な運営と、そしてそれによっていただいた意見を市政に反映していくことの大切さということについて、改めて襟を正す、そんな思いがいたしたところであるわけでございます。

そんな中で、この市民参加、そして市民意見の聴取をしていく一つの手法として、この審議会等があるわけでございますけれども、改めてこの数字を拝見する中で、第四次総合計画に示す数値目標において、男女共同参画の部分について、これが伸びていないということについてはやはり大きな課題認識を持ちますし、一方では市民公募委員の募集、そして参画をいただいているということについて、一定の成果が出ているということについては、現在の政治姿勢というものをご理解いただけるのではないのかなというふうに思っております。

そんな中で、審議会等、全般的な執行機関の附属機関への議員の参画の見直しについて、議員から議員のお考えをお示しいただきました。また、全国市議会議長会によりまして、平成18年2月に示された「分権時代における市議会のあり方」に関する調査研究報告書の中で、議員の審議会等への参画に対し、立法機関と執行機関との側面から法令の定めによるものにとどめるべきであるとした報告が示されておるわけございまして、これについて議員もその立場をとられるというふうな趣旨の発言をされた上で、私に対して私の見解を求められたわけでございます。

私も、この議決機関と執行機関のお互いの立場を考えた場合には、議員の審議会等への参画については最小限にすべきだという意見、これには一定の理解をいたしたいというふうに思っております。しかしながら、これも議員からも言及がございましたけれども、かつての第四次総合計画策定の際には、私から附属機関である総合計画審議会に、そうしたことを超えて参画をしていただけないかということをお願いをさせていただいたわけでございますけれども、その当時は、この件については全議員でより広範な議論をしていきたいということから、第四次座間市総合計画の特別委員会を別途設置をされ、議会の側で議論をされていくという決定がなされ、それに従った議会としての最終的な政策形成への参画ということをお願いさせていただいたわけでございます。

これはこれとして、当時の総合計画の策定過程を振り返りますと、考えられる意見聴取の手法というものを多様にこれは凝らした上でなしたわけございまして、振り返ってみれば、これはこれで評価をするべきものではなかったのかなというふうに思える部分がございます。しかしながら、今後について、この総合計画については、これから改定の時期が来るわけでございますけれども、地方自治法における議決事項から外れるということも実際ここに出てきております。その点について、今後どういうふうな対応をとっていくのかということも恐らく課題になるのではないのかなというふうに思っておる部分もございます。いずれにしましても、この附属機関においていただくご意見というの

は、やはり大変重たいものでございますし、これを尊重すべきものだというふうに私は認識をしておりますし、ということからしても、あり方、そして市民への公開の仕方、議事のなされ方というものについては、やはりこれは慎重に、そして細心の注意を払いつつ行う必要があるのではないかなというふうに思います。

以上でございます。

〔答弁〕 佐藤企画財政部長

執行機関の附属機関を含む審議会等についてご質問をいただきました。企画財政部からは、行政改革の観点から答弁をさせていただきたいというふうに考えております。

第四次座間市総合計画に示す将来像実現のため、各政策別施策のまちづくり指標の目標値は、第三次座間市総合計画の行政評価書、外部評価、“いさま”まちづくり指標、さらには平成22年6月に実施をさせていただきました、まちづくりのための市民アンケート調査をもとに、所管課と協議の上、設定をさせていただいております。

その中で、施策の14、男女共同参画では、各審議会、協議会等の女性委員の割合を平成27年度に45%、32年度に50%とし、目標を掲げ、現状値は35.4%となっております。また、施策18、市民参画では、市民公募制を導入している審議会等の附属機関の数を平成27年度に11、平成32年度に13として目標値を掲げ、現状値が18となっております。これら現状値は、第四次座間市総合計画の進捗管理ツールである行政評価システムにより事業担当による事業評価、担当部長による一次評価、行政評価委員会による二次評価を毎年実施をさせていただき、さらに2年に1度、外部評価として市民へのアンケート及び外部評価委員による評価を実施することにより、進捗管理を行っております。

その中で、進捗度が低い施策14、男女共同参画は、今後の方策の中で固定的性別役割分担意識の解消に努めるとともに、市政など意思決定の場へ女性の参画を促進し、進捗度を高めてまいりたいというふうに考えております。

次に、座間市審議会等設置運営要領第9条、審議会等の設置の見直しについてご質問をいただきました。

同要領第9条第5項には、「所期の目的を達成したものなど、廃止または統合を検討するものとする」としており、今後、各所管課で実情を調査し、所期の目的を達成したと判断される審議会等につきましては、必要に応じて廃止または統合を検討してまいりたいというふうに考えております。廃止または統合を検討するに当たりましては、各施策の現状値、目標値の影響が懸念されますが、目標値は継続しつつ、現状値を目標値により近づけるため、改善に努力をしてみたいというふうに考えております。

次に、市民公募制を行っている審議会等の数について、目標値に対する成果、分析とのご質問をいただきました。

先ほども答弁をさせていただきましたけれども、施策18、市民参画では、平成32年の目標値13としている中で現状値は18であり、既に目標値を達成しております。これは各部署での意識の定着が浸透してきた結果として数値にあらわれたものと考えております。今後さらに市民参加の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、市民公募制を行っている審議会等の数は要領に準ずるものかとのご質問をいただきました。

この点につきましては、議員おっしゃるとおり、座間市審議会等の設置及び運営に関する要領第4条第1項第1号に定める公募制の導入に準じるものでございます。

最後になりますけれども、ホームページの公開についてご質問をいただきました。総体的に答弁をさせていただきたいと思えます。

座間市審議会等の設置及び運営に関する要領第6条、会議及び会議録の公開の中で、「法令等の規定により公開されない場合等を除き、原則として公開するもの」とされておりますので、その一つの手段として、ホームページにより各所管課でそれぞれ作成し、公表を行っております。そのようなことから、議員のご指摘のとおり、ホームページに公開されている内容に統一性がとれてない点が見受けられます。改めて企画政策課、市民協働課、広報広聴人権課等と協議を行い、統一性を持ったホームページの公表を全庁に指示をさせていただきたいと考えています。

以上です。

〔答弁〕 野本市民部長

執行機関の附属機関を含む審議会等の現状と課題というテーマで、男女共同参画の現状と今後の取り組みについて質問をいただきました。

まず、平成22年からこれまでの取り組みについてですが、男女共同参画事業としては、毎年、あくしゅフォーラムを座間市男女共同参画推進委員会と共催で開催しております。また、市民向け講座及び職員向けの研修会を開催し、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発に努めております。

一方、市の審議会等の方針決定の場合の男女共同参画促進については、第四次座間市総合計画及び第二次ぎま男女共同参画プランに掲げております各審議会、協議会の女性委員の割合、この目標値達成に向けた検討を各審議会等を所管するそれぞれの担当に対して依頼をしております。

次に、取り組みの中でよかった点、悪かった点、また問題、課題、そして平成27年度の目標値達成に向けた今後の取り組みについてですが、第二次ぎま男女共同参画プランで目標としております男女の自立と平等に基づく協働参画社会の実現、これに向けてあらゆる分野において、男女がともに参加するのはもとより、政策方針決定過程に女性が参画することが重要であると考えております。そのための意識啓発の取り組みの一つとして、あくしゅフォーラムや講座を開催しており、参加された方々に関しては、男女共同参画に対する意識の向上は図ることができているものと考えられます。しかしながら、本年8月に行った市民意識調査や市民アンケートでは、まだまだ関心が低い結果となっており、取り組みが十分でない状況があると考えます。また、各審議会等を所管する担当に対する働きかけ、これが不十分であったことが現在の各審議会の委員の男女比に偏りがあることにあらわれており、そこにも問題があるものと思われまます。

目標達成のためには、行政はもとより市民全体の意識の向上を目指した取り組みが課題でありまして、今後、市民に対する講演会や講座等を通じた意識啓発活動をより積極的に行うとともに、市職員を対象とした研修会等の充実を図り、性別にとらわれない活躍の場をつくるための取り組みに努めてまいりたいと考えております。

次に、附属機関等への男女共同参画促進要綱の附属機関、これは要領で定めている審議会等に準じているのかとのことですが、附属機関等への男女参画促進要綱に示す附属機関については、内閣府が毎年実施する調査の対象となる地方自治法第202条の3に基づく審議会等及び同第180条の5に基づく委員会等であるため、座間市審議会等の設置及び運営に関する要領に示す審議会等とは完全には一致いたしません。

さらに、会議の適正な運営についてということで、市民協働推進条例検討委員会の件でご質問をいただきました。

市民協働推進条例検討委員会において、議員からの意見書を会議の議題として取り上げた、このことについての考え、そして理由を求められました。議員のおっしゃるとおり、議員からの意見を、それをパブリックコメントの期間は過ぎているにもかかわらず議題とし、審議したことは適切でなかったものと考えております。ただ、これは市民協働推進条例検討委員会の事務局が市民協働、市民参加の所管課ということもありまして、なるべく多くの意見を取り入れることに、そこに重きを置き過ぎたため、今回、検討委員会に事務局がその意見を資料として提示し、議題として取り扱ってしまったものでございます。今後は、このようなことがないように注意して事務を遂行してまいりたいと考えております。

以上です。

〔質問〕 沖本

それでは、いただいた答弁に対して再質問を行ってまいりたいというふうに思います。順不同になるかもしれませんが、よろしくお願いします。

市民公募制を行っている審議会等の数ということでお伺いしました。また、男女共同参画のほうも要領に定めている審議会等に準じているのかということでお伺いしまして、男女共同参画のほうにつきましては、「地方自治法第202条の3に基づく審議会等及び同第180条の5に基づく委員会等であるため、要領に示す審議会等とは完全に一致しない」というご答弁をいただきましたが、それについては私も理解をさせていただいております。

本件を調査する際に、当局から女性委員の割合を示す資料として、女性の公職参加状況という資料及びデータをいただきました。その中には女性の参加区分として、1として議会における女性議員、先ほど答弁あったように、2の地方自治法第180条の5に基づく委員会、それから3として地方自治法第202条の3に基づく審議会と示されております。さらには、4、その他として区分されて、それぞれ対象となる審議会等の委員会総数、それから女性委員の数、女性委員の比率が一覧表になったものがあります。確かに、地方自治法第180条の5に基づく委員会は、本市では教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会の五つがこれ該当します。これは要領で定めている審議会等には当然当てはまってはこないのですけれども、ただし、地方自治法の第202条の3に基づく審議会というのは、普通地方公共団体の執行機関の附属機関であり、要領の第2条1号で定められている地方自治法第138条の4第3項の規定により、法律または条例に基づき設置される附属機関と同じものではないでしょうか。

さらには、先ほど申し上げた資料、女性の公職参加状況による4、その他には、注記として、「市長等が委嘱しているもの」と示されてもおります。これは同じく要領の第2条2号で定められている前号の規定によらず、条例規則、要綱等により設置される協議会、委員会、懇話会と同じ性質のものであると私は解釈をしております。いずれにしても、資料2の要領で定めている66の審議会と、それから資料、女性の公職参加状況の3、地方自治法第202条の3に基づく審議会、これには46の審議会等があります。そして、4、その他に25の委員会、協議会等があることは把握した上で相互チェックしたところ、資料、女性の公職参加状況にある46の審議会等は、要領に定める審議会等に全て入ります。また、その他の25の委員会や協議会等は、そのうちの10個が委員会や協議会等に入っております。

ただ、要領定めている66の審議会のほうから見たときに、資料、女性の公職参加状況側には子ども・子育て会議、市立保育所の民間移管に係る選定委員会、予防接種健康被害調査委員会、とりわけ



この三つというのは、それぞれ規則の中で、これ市長が委嘱している審議会等に当たります。このほか六つあるのですけれども、計九つの審議会、それから委員会、協議会が不足していることになりま。また、九つの審議会には、女性委員会が登用されています。残念ながら、こうした登録漏れがあるんだというふうに思わざるを得ないわけですが、審議会等を所管する部局、課というのは全庁的なものですから、恐らく審議会等の定義、そのほか分類の考え方というのが全庁的に統一できていないのではないかと、また統一できていないのではないかとというふうに思うのですけれども、審議会等に限らず必要な情報が全庁的に行き届いていないということではないかというふうに考えるわけです。

先ほど男女共同参画のこれまでの取り組みの答弁にもあったのですけれども、各審議会等を所管する担当に対する働きかけが不十分だったということもあるのでしょうけれども、原因は一部局、一担当課にあるわけではなくて、これは全庁的なところに原因があるのではないかなというふうに私は考えます。このことについて、当局、これは市民部長ではなくて企画財政部長になるのかと思います、所見を求めておきたいというふうに思います。

それから、市民公募制を行っている審議会等ですけれども、これは要領に定められている審議会等に準ずるものに間違いはないという考えですが、その66審議会等という、この66にちょっとこだわってみますと、平成22年度“いさま”まちづくり指標、審議会等区分別内訳として、審議会等を法律、条例の規定による附属機関、要綱等の規定による委員会、協議会、懇話会、それから任意の協議会、懇話会等というふうに3分類に分けて審議会等の数を示されています。平成22年度は合計で57の審議会があったというふうに明示されております。単純に考えれば現在66の審議会の数ですから、平成22年から九つふえたということになります。

確認のために伺うのですけれども、この九つの審議会がふえたことによって、市民公募制を行っている審議会等の数が平成22年度から九つふえて18になったということなのかなどうか、伺います。もちろん、こうしたことはそれはそれで結構なことだと思います。九つふえて、その九つに市民公募制を導入した。これは積極的に市民公募制を導入していくということであれば、大いに評価をさせていただくわけですが、ただ、気にとめておかなければいけないのが、これまで市民公募制をとれていなかったそれぞれの審議会等になるわけですが、その内訳はちょっとわかりませんが、まだ導入できていない審議会等がどうなっているかと、今後どういうふうに考えていくのかということをお示しいただきたいと思います。

ちなみに、先ほど男女共同参画のほうも九つ少ないという指摘をさせていただきました。同じ9なのですね。この9の審議会がどうかというのは、ちょっと調べたのですけれども、同じではありません。ということは、やはりその辺で意識の統一であるとか、審議会の考え方というのがちょっとずれているのかなというふうに考えますので、こうしたところも少し考え直していただければなというふうに思っております。

それから、先ほど申し上げた議員からの意見書を会議の議題として取り上げたという当局の考え、理由をお伺いしました。いや、一応この件に関しては、委員の中にも職員というのは入っていますよね、たしか。今回の一件については、担当の事務局になるのかわかりませんが、なるべく多くの意見を取り入れるという実直の考えというのは評価をするのですけれども、これはやはり勇み足だったのかなという気はします。

確認のために伺いますが、審議会等、この所管部署というのは多いのでしょうかけれども、今回と同様なことが過去あったのか、それをぜひお聞かせしていただきたいというふうに思いますし、今後このようなことがないというふうにおっしゃっていますので、再発防止のための……（「再発なの」と

呼ぶ者あり) いやいや、再発防止のための具体的な対応というのを伺っておきたいというふうに思います。

あとホームページの件については、おおよそ理解していただいていると思いますけれども、いろんな方がいます。審議会などというページはいろんなところから入れるのですね。当然、市民公募やっているということは市民の方もご承知のことでしょうから、そうした市民の方がこの市民公募からページに入ってきて、それから審議会など、各審議会どういう動きをしているのかというのは非常に興味があることだと思うので、これはやはり統一したものでしていただくよう、これはもう要望として求めておきます。

さらに求めるならば、各審議会のページですけれども、当然、法令だとか条例、要綱、規則に定められて設置しているわけですから、リンクされて公開されているその条例、要綱、規則も、少ないのですけれども、それに関してはちゃんとリンクを張りつけて、その中身を見られるようにしていただければ幸いです。これは要望として申し上げるだけで、2回目の質問を終わります。

〔答弁〕 佐藤企画財政部長

座間市審議会等の設置及び運営に関する要領及び附属機関等の男女共同参画促進要綱に係る審議会等附属機関についての再質問をいただきました。

座間市審議会等の設置及び運営に関する要領第4条第1項第2項に定める女性登用の中で、「女性の委員等の登用については附属機関等の男女共同参画促進要綱による」とされておりますが、審議会等附属機関が一致しておりません。今後につきましては、全庁的に精査をさせていただきます、見直しを行ってまいりたいというふうに思っています。

次に、市民公募制を導入している審議会等附属機関について、再質問をいただきました。

審議会等附属機関の数は、目標設定時、平成22年度ですけれども、先ほど議員のおっしゃるとおり57機関でありましたが、現在9機関増の66機関となっており、増となりました9機関の中で市民公募制を導入している機関は、男女共同参画推進委員会の1機関のみとなっております。既に目標値に達しておりますが、さらに今後も各附属機関への積極的に市民参加の推進を図ってまいりたいと考えています。

〔答弁〕 佐藤企画財政部長

ほかに同様なケースはあったのかということですが、この審議会に関してはそれぞれの審議会に担当課がございます。ちょっと私どもでは承知しておりません。

再発防止というか、今回、全く事務局が意見書を資料として委員会のほうに出してしまったというところです。今後、再発防止に関しましては、法令等を遵守して、もうこれ慎重に取り扱うよう努力に努めてまいります。

以上です。